

前橋都市計画用途地域の変更（前橋市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	容 積 率	建 ぺ い 率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の敷 地面積の最 低限度	建築物 の高さ の限度	備 考
第一種低層 住居専用地域	約 381 ha	8/10以下	4/10以下	1.0m	—	10m	10.3 %
	約 86 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	—	10m	
	約 44 ha	10/10以下	6/10以下	1.0m	—	10m	
小 計	約 511 ha						
第二種低層 住居専用地域	—	—	—	—	—	—	—
第一種中高層 住居専用地域	約 37 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	—	19.3 %
	約 919 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 956 ha						
第二種中高層 住居専用地域	約 0.8 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	—	9.4 %
	約 465 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 466 ha						
第一種 住居地域	約1,093 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	22.1 %
第二種 住居地域	約 21 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.4 %
準住居地域	約 16 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.3 %
田園住居地域	—	—	—	—	—	—	—
近隣商業地域	約 276 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	6.4 %
	約 41 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 317 ha						
商業地域	約 232 ha	40/10以下	—	—	—	—	6.0 %
	約 65 ha	60/10以下	—	—	—	—	
小 計	約 297 ha						
準工業地域	約 666 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	13.4 %
工業地域	約 216 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.4 %
工業専用地域	約 115 ha	20/10以下	5/10以下	—	—	—	8.0 %
	約 284 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 399 ha						
合 計	約4,958 ha						100 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由書

本地区は、前橋工業団地造成組合が造成を行った西善工業団地、中内工業団地、中内第二工業団地を含む一体の区域であり、前橋市都市計画マスタープランにおいては、幹線道路沿道などの利便性の高い既存工業団地周辺において需要に応じた拡張を図ると位置づけられている。

地区内において、前橋市による新たな産業団地造成が確実となったことから、既存工業団地を含めた一体の区域として、西善・中内地区を市街化区域に編入すると同時に、用途地域を工業地域に指定し、産業拠点の実現を目指すもの。